

「富山県こどもの権利に関する条例」（仮称）制定に関する有識者会議（第5回）議事要旨

日 時：令和8年1月23日（金）午後2時00分～午後3時20分

場 所：県民会館702号室

出席者：村上座長、牟田委員、本田委員、板鼻委員、田村委員、蓑口委員、杉山委員、平岡委員

欠 席：高和委員、小島委員

委員の発言要旨

事務局より「富山県こどもの権利に関する条例（仮称）」素案に対するご意見の概要とそれに対する県の考え方」（資料1）等について説明ののち、委員から次のとおり発言があった。

【条例について】

- 第19条のこども支援委員会への申立てについて、こどもとこども総合サポートプラザの間で意見に相違が生じることを考慮し、「改善しないとき」の判断を誰がするのかを明確にすべき。条例の趣旨に立ち返るのであれば、相談者であるこども本人が改善しないと判断したときに申立てができるようにすべき。
- 申立ての受付がこども相談センターではなくこども家庭室になると、申立てをする人がこども支援委員会を知らず申立てできないということにならないか。また、申立てを支援する役割が必要だと考える。
- 条文を定期的に見直した方がよいというパブリックコメントの意見もあったので、条文を見直す機会を逃すことがないように、運用又は条例の規定に基づいて定期的に見直すべきだと思う。
- 調整を行う事案にあたるかどうかは、第20条の規定に従い、こども支援委員会が判断するものとし、受付段階で除外事由に当たるため受け付けないということのないようにしていただきたい。同様に第21条の調整等の中止の判断者もこども支援委員会であることを明記してはどうか。
- こども相談センターでの相談支援が功を奏しない場合に、こども支援委員会で何ができるのか整理をしておかなければ、こども相談センターが、支援委員会に上げて相談センターに戻ってくるだけだから相談センターで何とかしようというように抱え込んでしまうおそれがある。
- 条例に記載することというよりは実務的な問題として、申立てをしたい人に対してやり方を簡潔にわかりやすくすることや申立ての周知が必要。加えて、調整に当たってはこどもにとっての時間の大切さを考え、大人の都合で長びかないようにすることが大事。

- 今後修正したり、加筆していったり、新しいものを取り入れて、古くなったものを除いたり、再考することはあると思う。パブリックコメントの意見にも随時見直していくことが重要だとあった。
- こどもが大人にわかるように意見をきちんと伝えるのは難しいことだと思うが、保護者や支援者が丁寧に聞き取りを行ってもらえればと思う。
- こども総合サポートプラザでも支援委員会について説明をきちんとしながら浸透を図っていくことが大事。
- この条例があることで、県民一人一人、そして保育園から高校までのすべてのこどもたちにも、子育てしやすい、守られている県だとアピールできるようになればいいと思う。
- こどもの権利をこどもたちにわかりやすく、また、大人や社会にはどんなことをしていけばいいのか、目指すべき方向がわかりやすく示されたと思う。
- 学校の中でも周知を図っていく必要があると思う。
- パブリックコメントの意見に「学校関係者が含まれていることが見えにくい」というものがあり、学校に寄せる期待が大きいと改めて感じている。
- すべてのこどもたちが尊重され、安心して学び、成長できる環境を保障することは、学校に課せられた使命である。そのためにも、こども一人一人の思いや声に丁寧に耳を傾けていくことが欠かせない。
- 一方、こどもまんなか社会は、学校だけで完結することはできず、学校は、家庭や地域、関係機関と連携し、こどもを取り巻く環境を、より安心安全なものにしていくことが大切。
- パブリックコメントの意見に必要な応じた条例の見直しを求めるものがあったが、テクノロジーも移り変わりが早いこと等を考えると、どういうことが起こったときに条例の見直しが行われるのかについて具体的にしたらいいと思う。
- パブリックコメントを受けて第11条2項に「県民」を加えたということだが、第3条5項には「事業者及び県民が」とあり、同条にも「事業者」を併せて入れたらいいのではないか。
- 学校がより一層重要な役割を担う場所になると感じた一方で、こどもの困難は多様化しており、学校が努力しきれない部分もあると思う。学校関係者が関係機関や自治体と連携しながら取り組む中で、社会全体がこの条例に対して理解を示す世の中になったらいいと思う。
- これからの普及啓発にあたっては、イラスト等の視覚的にわかりやすいものを用いたパンフレットや動画といった、様々な媒体を使ってどんな人でもわかりやすいものがあると効果的なのではないかと思う。
- 普及啓発については、こどもに関わる民間団体に対して浸透を図ってはどうか。条例に紐づくマークを貼ってもらう等の方法が考えられる。

- 定期的な見直し規定を入れないということは、見直しの機会が流れてしまいかねない。条文に入れるか、運用としてそうした機会を作るかはどちらでもいいと思うが、定期的に見直す機会があるようにしていただきたい。

【こどもまんなか社会に対する思い】

- 第4条のこどもにとって大切な権利というのは、当たり前なようでこどもたちがあまり気づいていないと思う。こういうことをしてもいいということが、こどもたちに伝わったらいいと思う。
- 特に教育に関わる大学生は、こどもの権利に関する条例や条約についてよく知っておくべきだと感じた。また、大学でもこどもの権利について学ぶ機会があれば、良いのではないかと思う。
- 自分はこの春で富山を離れるが、次に富山に帰ってきたときに、この条例が広く周知されていればいいと思う。
- どんなこどもにも良さがあって、無限の可能性がある。それを周りの大人がしっかりと見いだしてあげる。そしてこども同士が認め合っていける。そうした社会であってほしい。
- この条例ができたから、こどもの権利が当然に守られるというのではなく、この条例に関わる人間がどれだけこの条例を絵に描いた餅にしないかということが重要。その意味で、こども自身が手続きを求めることができるこども支援委員会がどれだけ機能するかが非常に重要だと思う。単にこども総合サポートプラザで待つだけではない、積極的な支援を期待したい。
- 困難な状況にあるこどもも含めてすべてのこどもが、年齢に応じた経験、知識を身につけることが必要。そこが底上げされて、富山県ってとってもいいな、温かいなど、すべてのこどもたちに思ってもらえ、ウェルビーイングを感じられるような富山県になってもらえればと思う。
- こどもたちには、権利の主体であることを自覚し、いろんな意見を表明して、富山県が良い県だなどと思ってほしい。手に取ることのできる形で、条例を目にとめてもらい、理解が隔々まで行き渡るような、温かい社会にできたら良いと思う。
- こどもたちの個性を大切にすることの重要性を、私自身、再確認させていただいた。今日からの教育活動に生かしていけたらと思っている。

以 上